

## 中国税務速報

2014年1月21日

### ●1 鉄道運送及び郵政業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知

2013年12月12日付で、財政部/国家税務総局が「鉄道運送及び郵政業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知」（財税[2013]106号）を公布しました。

当該通知は納税者が交通運送業サービス及び郵政業サービスの提供については、税率を11%とすることが定められました。速便サービス業については、交通運送業の部分の税率が11%、収集・配達サービスが6%となります。また、鉄道国際運送サービス、宇宙運送サービスについては増値税ゼロ税率を適用し、貨物輸出のために提供する郵政業サービス及び収集・配達サービスについては増値税の徴収を免除されています。

当該通知は2014年1月1日より施行され、同時に財税「2013」37号通達は廃止されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c611767/content.html>

### ●2 クロスボーダー人民元直接投資に関する問題に関する公告

2013年12月3日、商務部が「クロスボーダー人民元直接投資に関する問題に関する公告」（商務部公告2013年第87号）を公布しました。

当該公告は、クロスボーダー人民元直接投資の資金を用いて、中国国内において直接又は間接に有価証券及び金融デリバティブ商品（上場会社への戦略投資を除く）並びに委託貸付にこれを用いてはならないことを明確にしました。

国外投資者がクロスボーダー人民元直接投資において出資に係る原通貨種類を外貨から人民幣に変更する場合には、外商投資法律、行政法規及び関連規定の要求に従い、関係部門及び銀行へ登記、口座開設、資金両替の手続きをする必要があり、契約及び定款変更の審査認可手続きは不要となります。

当該公告は2014年1月1日より施行されることとなります。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201312/20131200426357.shtml>

### ●3 非居住者企業の持分譲渡に適用する特殊性税務処理の諸問題に関する通知

国家税務総局が2013年12月12日付で、「非居住者企業の持分譲渡に適用する特殊性税務処理の諸問題に関する通知」（国家税務総局公告2013年第72号）を公布しました。

当該通知は、非居住者企業の持分譲渡が特殊性税務処理を選択した際、持分譲渡契約或いは協議の効力が発生し、かつ工商変更登記の完了後30日以内に届出を行うことを明確に規定しました。

また、非居住者企業の持分譲渡の特殊性税務処理適用届出が行われていない、或いは届出後の調査・確認にて条件が不適合と認定された場合、一般性税務処理を適用し、関連規定に基づき企業所得税を納税しなければならないことも明確に規定されました。

特殊性税務処理申請資料：

(一) 「非居住者企業持分譲渡に係る特殊性税務処理適用の届出表」（添付書類1参照）

(二) 持分譲渡の全体についての状況説明

→持分譲渡の商業目的、持分譲渡が特殊性税務処理の条件に適合することの証明、持分譲渡前後の企業持分構成図等の資料を含む。

(三) 持分譲渡契約書或いは協議書（外国語の場合は、中国語訳文を添付）

- (四) 工商局等の管理機構より発行された企業持分変更に関する承認証明資料
- (五) 持分譲渡時点までの、被譲渡企業の歴年ベースでの未処分利益に関する資料
- (六) 税務局が要求するその他の資料

当該通知は公布日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c616976/content.html>

#### ●4 税収リスクを防止することについての若干増値税政策に関する通知

2013年12月27日、財政部、国家税務局が「税収リスクを防止することについての若干増値税政策に関する通知」（財税「2013」112号）を公布しました。

当該通知により、増値税の即時徴収・即時還付及び先徴収・後還付優遇政策を適用する納税者は、税務機関より行政処罰を受ける或いは裁判機関の判決の発効した後の翌月からの36カ月以内に、上述の増値税優遇政策を一時的に停止します。

輸出企業またはその他の企業が提供する輸出貨物労務サービスには、増値税違法行為が発生した場合、国内販売と見なされ、関連規定に基づき、増値税を納付しなければなりません。（輸出税還付を騙し取った場合、関連規定に従い処理する）。

当該通知は2014年1月1日より施行されることとなります。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131231\\_1031497.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131231_1031497.html)

#### ●5 省エネルギーサービス企業のエネルギー性能契約プロジェクトに関する企業所得税優遇政策

国家税務総局、国家発展改革委員会が2013年12月17日付で、「省エネルギーサービス企業のエネルギー性能契約プロジェクトに関する企業所得税優遇政策を遂行することに関連する徴収管理問題についての公告」（国家税務総局・国家発展改革委公告2013年77号）を公布しました。

省エネルギー効果・利益共有型のエネルギー性能契約プロジェクトの省エネサービスを提供する企業について、帳簿検査徴収方式で企業所得税を計算・納付する居住者企業で、かつ企業所得税法及び本通知の関連条項に適合する場合、当該プロジェクトについて財税「2010」110号通達に規定されている企業所得税の「三免三減半」優遇政策を適用できます。

省エネルギーサービス企業の共有型契約に約定する利益共有期間が6年以下の場合、実際の利益共有期間に渡って優遇政策を享受することになります。

当該公告は2013年1月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c621281/content.html>

#### ●6 クロスボーダー電子商務取引小売輸出税収政策

財政部・国家税務局が12月30日付で、「クロスボーダー電子商務取引小売輸出税収政策に関する通知」（財税「2013」96号）を公布しました。

本通知でいう還付・免税政策を適用する電子商取引輸出企業とは、自社でクロスボーダーの電子商務取引の販売プラットフォームを設置する電子商務取引輸出企業及び第三者クロスボーダー電子商務取引プラットフォームを利用して電子商務取引輸出業務を展開する企業を指します。

当該通知では、電子商務取引輸出企業の輸出貨物については（財務部、国家税務局が規定する輸出税還付及び輸出免税を適用しない貨物を除く）、下記の条件を満たせば、増値税及び消費税の還付（免税）政策を適用できることを明確にしました。

- ① 増値税一般納税者であり、且つ輸出税還付（免税）資格認定を受けた；
- ② 税関貨物輸出通関単を入手し、電子情報と一致する；
- ③ 税金還付（免税）申告締切日までに外貨を回収する；
- ④ 対外貿易企業に属する場合、関連増値税専用領収書、消費税専用領収書或いは税関輸入増値税、消費税専用領収書を取得し、輸出通関単の内容と一致する。

当該通知は2014年1月1日より施行されることとなります。

[http://www.gov.cn/zwgk/2014-01/09/content\\_2562892.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2014-01/09/content_2562892.htm)

## ●7 中国「会社法」の改正法案の公布

全国人民代表大会常務委員会は2013年12月28日付で、中国会社法の改正法案を可決しました。今回の改正により、最低登録資本金額、会社登記時の出資金払込検査報告の提出及び資本金の初回払込比率、現金出資比率、出資期限などに関する規定を削除し、出資者が会社定款で定めることになりました。ただし、最低資本金について、業界関連規定が別途設けている場合その規定に従うと示しました。

当該規定は、2014年3月1日より施行されることとなります。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-12/28/content\\_1821904.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-12/28/content_1821904.htm)